

平成25年1月25日判決言渡・同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(行ウ)第34号 政務調査費返還請求事件

口頭弁論終結日 平成24年10月30日

判 決

千葉市中央区中央3-15-6 やまちょうビル6階 渚法律事務所内

原 告 千葉県市民オンブズマン連絡会議

同 代 表 者 代 表 幹 事 廣 瀬 理 夫

千葉市中央区市場町1番1号

被 告 千 葉 県 知 事

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 鈴 木 栄 治

同 指 定 代 理 人 江 森 史 麻 子

同 志 村 雅 哉

同 清 水 徹

同 市 村 亮 太

同 大 瀧 章 裕

同 木 村 竜 男

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

被告は、別紙1政務調査費請求一覧表の「請求の相手方」欄記載の各人に対し、同表「返還要求金額」欄記載の各金員及びこれらに対する平成22年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員をそれぞれ請求せよ。

第2 事案の概要

本件は、千葉県に事務所を置く原告が、平成21年度に千葉県から千葉県議会議員に交付された政務調査費の一部は、政務調査費の交付に関する千葉県の条例等に違反して交付されたものであり、前記議員は同交付額に相当する金額を不当利得として返還すべきであるのに、被告はその返還請求を違法に怠っているととして、地方自治法（平成24年法律第72号による改正前のもの。以下「地自法」という。）242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、上記議員に対して上記不当利得及びこれらに対する原告が返還期限であると主張する収支報告書提出期限の翌日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求める事案である。

1 関係法令等

(1) 千葉県政務調査費の交付等に関する条例（以下「条例」という。）

第1条 この条例は、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定により、千葉県議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として議会における会派及び議員に対して交付する政務調査費の交付の対象等並びに政務調査費に係る収入及び支出の報告書に関し必要な事項を定めるものとする。

第9条 会派及び議員は、政務調査費を議長が別に定める基準に従い使用しなければならない。

第12条 知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において支出した議員の調査研究に資するための経費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(2) 千葉県政務調査費の交付等に関する規程（以下「規程」という。）

ア 規程6条は、条例第9条に規定する別に定める基準につき、別紙2のとおり定めている（以下「使途基準」という。）。

イ 条例10条及び規程7条によると、会派代表者及び議員は、政務調査費

に係る上記項目ごとの支出額とその主たる内容を記載した収支報告書を年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならないとされており、収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し、会計帳簿の写し等を添付するものとされている。

2 前提事実

- (1) 原告は、千葉県に事務所を置き、代表者及び総会等の組織の定め、原告が管理する財産を有する権利能力なき社団である（弁論の全趣旨）。
- (2) 別紙1の政務調査費請求一覧表の「請求の相手方」欄記載の各人は、平成21年度当時の千葉県議会議員である（以下、議員らを合わせて「本件各議員」という。）。
- (3) 千葉県は、平成21年度において、本件各議員に対し、月額35万円、年額420万円の政務調査費を交付した（争いが無い）。
- (4) 伊藤勲議員、石橋清孝議員、佐藤正己議員、佐野彰議員、皆川輝夫議員、吉本充議員、山口登議員及び小島武久議員（以下8名を合わせて「伊藤議員ら」という。）は、日露友好議員連盟サンクトペテルブルグ海外視察（以下「サンクトペテルブルグ視察」という。）に係る費用のうち航空運賃14万8000円を、使途基準の「研修費」又は「調査研究費」として政務調査費によりそれぞれ支出した（甲2の1から2の9）。
- (5)ア 田中信行議員、岩井覚議員、天野行雄議員、布施健太郎議員及び磯部裕和議員（以下5名を合わせて「田中議員ほか4名」という。）はフィンランド、ドイツ視察研修旅行に係る費用を、使途基準の「研修費」又は「調査研究費」として政務調査費により以下のとおりそれぞれ支出した（甲3の1の1ないし3の7）。

ア)田中信行議員 88万7312円

イ)岩井覚議員 88万7312円

(ウ)天野行雄議員	88万7313円
(エ)布施健太郎議員	55万0713円
(オ)磯部裕和議員	55万0713円

- イ 田中信行議員、岩井覚議員及び天野行雄議員（以下3名を合わせて「田中議員ほか2名」という。）は、往復ビジネスクラスの航空機を利用した（争いがない）。
- (6) 石橋清孝議員（以下「石橋議員」という。）は、仁川空港視察に係る費用7万3720円のうち6万0920円を、使途基準の「研修費」として政務調査費により支出した（甲4の1）。
- (7) 阿部紘一議員（以下「阿部議員」という。）は、千葉県知事との懇談会（以下「本件懇談会」という。）に係る費用1万8500円を、使途基準の「会議費」として政務調査費により支出した（甲6）。
- (8) 鈴木衛議員（以下「鈴木議員」という。）は、平成21年4月から平成22年3月までの家賃月額20万円のうち12万円、合計144万円（以下「本件事務所費」という。）を、使途基準の「事務所費」として政務調査費により支出した（甲7の1から7の12）。
- (9) 川名寛章議員（以下「川名議員」という。）は、平成21年3月から平成22年2月までの車リースに係る費用の60%、合計142万8280円を、使途基準の「事務費」として政務調査費により支出した（甲8の1から8の13）。
- (10) 木名瀬捷司議員（以下「木名瀬議員」という。）は、平成21年4月から平成22年3月までの車リースに係る費用の30%、合計43万4700円を、使途基準の「事務費」として政務調査費により支出した（甲9の2から9の13）。
- (11) 瀧田敏幸議員（以下「瀧田議員」という。）は、平成22年1月13日に購入したトナー（以下「本件トナー」という。）の代金2万5856円を、

使途基準の「事務費」として政務調査費により支出した（甲10の1）。

(12) 杉田守康議員（以下「杉田議員」という。）は、杉田建材株式会社に対し、同会社から出向してきた山口智（以下「山口」という。）及び片岡勇蔵（以下「片岡」という。）の平成21年度分出向人件費に係る費用の50%、それぞれ合計144万円及び108万円を、使途基準の「人件費」として政務調査費により支出した（甲11の1から11の4）

(13) 原告は、平成23年5月20日、千葉県監査委員に対し、本件各議員の上記支出（以下「本件各支出」という。）を含む平成21年度分の政務調査費の支出につき、条例及び使途基準に違反する支出（以下このような支出を「目的外支出」という。）であり、法律上の原因を欠く不当利得があるとして、被告において、必要な措置を講ずることを求める旨の住民監査請求をした。これに対し、千葉県監査委員は、同年7月14日付けで、監査請求の一部を棄却し、その余の請求を却下した。（甲1、争いが無い。）

(14) 原告は、平成23年8月12日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

3 争点及び当事者の主張

争点は、本件各議員に対する不当利得返還請求権の有無であり、具体的には本件各支出が目的外支出であるか否かである。

(1) 原告の主張

以下のとおり、本件各支出は目的外支出であり、本件各議員は法律上の原因なくこれを保持している。よって、本件各議員は別紙1政務調査費請求一覧表「返還要求金額」欄記載の金員を不当利得として返還する義務を負うとともに、返還期限である収支報告書提出期限の翌日である平成22年5月1日からの遅延損害金を支払う義務がある。

ア 伊藤議員らのサンクトペテルブルグ視察について

伊藤議員らは、現地滞在2日半のうち、平成21年9月16日の午前及

び午後に視察をした以外は、同月15日の午後、エカテリーナ宮殿とエルミタージュ美術館での観光をするなど政務調査活動を行っていない。したがって、政務調査費を充てることができる日数は、視察をした1日であり、滞在日数の40%であるから、航空運賃についても40%で按分すべきであるのにしていない。よって、航空運賃の40%を超える8万8800円は、目的外支出である。

イ 田中議員ほか4名のフィンランド、ドイツ視察研修旅行について

全行程における視察案件13件のうち、ベルリン市内の新・旧建設物の事前視察、ケルン市のエコ住宅現場視察、ハイデルベルグ市にて緑化政策地域の現場視察、バーデンバーデン市にてカジノと保養地の現場視察（これら4件を以下「4都市視察」という。）は、調査活動が伴わない私的観光旅行である。したがって、全行程6日間のうち2日間が調査研究活動とは認められないのであるから、視察旅費の3分の1（田中議員ほか2名はそれぞれ34万6327円、布施健太郎議員と磯部裕和議員はそれぞれ21万4459円）が目的外支出となる。

また、政務調査活動において、ビジネスクラスを利用する必要性は認められず、田中議員ほか2名の航空運賃のうち、エコノミークラスの航空運賃とビジネスクラスの航空運賃との差額分（田中信行議員と岩井覚議員は39万5999円、天野行雄議員は39万6000円）は目的外支出である。

ウ 石橋議員の仁川空港視察について

同議員の仁川空港の調査目的は、成田空港に代わり仁川空港がアジアのハブ空港になる可能性があるか否かを空港の利便性やアクセス状況なども含め現地において実際に見聞することであるが、仁川空港は、すでにアジアのハブ空港になっているのであるから、上記目的に合理性はない。また、インターネット検索の利用により、仁川空港の調査が可能であるのだから、

現地視察の必要性が認められず、政務調査費として支出すべきではないから、全額6万0920円が目的外支出である。

エ 阿部議員の本件懇談会について

本件懇談会は、単なる食事会又は政治活動であって会議ではないため、政務調査費として支出すべきではないから、全額1万8500円が目的外支出である。

オ 鈴木議員の本件事務所費について

本件事務所費は、領収書に、金額、宛名、発行者の住所氏名、但書きの記載がないものがあるため、使途基準の「事務所費」として支出したとはいえず、全額の144万円が目的外支出である。

また、契約書には、11万円を18万円に書き直した跡があることから、家賃の金額は20万円ではなかった。

カ 川名議員の車リース代について

車の賃借料が政務調査費として支出できるのは、調査研究費・研修費のうち車両借上げとして支出が許される場合、すなわち、具体的な政務調査活動に使用する場合に限られるから、長期にわたって日常的に自動車をリースすることに係る費用は、使途基準の「事務所費」に該当しない。また、川名議員は、「車両リース代他」との記載がある領収書を提出しているところ、「他」との記載では支出内容が不明であり、目的外支出が含まれている可能性がある。

よって、全額の142万0090円が目的外支出である。

キ 木名瀬議員の車リース代について

上記川名議員と同様であり、全額の43万4700円が目的外支出である。加えて、議員の任期を超えて長期にわたる総額724万5000円ものリース代を政務調査費から支出するのは違法である。

ク 瀧田議員のトナー代について

本件トナーは、政務調査活動のほか、後援会活動と政党活動にも使用されているのであるから、本件トナー代を政務調査費として支出できるのは、50%であり、これを超える1万2928円は、目的外支出である。

ケ 杉田議員の人件費について

使途基準の「人件費」は、直接雇用した者に対して支払う費用に限られるところ、杉田議員は、山口及び片岡を直接雇用したわけではないため、上記「人件費」に該当しない。

また、山口及び片岡が従事した政務調査活動の内容が不明である。

よって、全額の252万円が目的外支出である。

(2) 被告の反論

本件各支出は、以下のとおり、目的外支出とは認められない。その判断においては、政務調査費の手引き（以下「手引き」という。乙3）が、各公共団体の実情に応じて定められるべき具体的内容を県議会議員により構成された検討委員会の答申に基づき、使途基準の運用指針として定められたものであるから、これに反しないものは違法とはいえない。

また、仮に、本件各議員の各支出が使途基準等に反し、本件各議員が不当利得返還債務を負うのであれば、交付された政務調査費の残余の返還期限である平成22年5月31日の翌日から遅延損害金の支払義務を負うこととなる。

ア 伊藤議員らのサンクトペテルブルグ視察について

伊藤議員らは、平成21年9月15日の午後、サンクトペテルブルグの現地視察、エルミタージュ美術館にて視察及び意見交換をした。エカテリナ宮殿は、視察を終えた後、午後4時50分から見学したにすぎない。

そして、手引きによれば、海外視察における航空運賃は、滞在期間のうち2分の1を超える期間が観光地視察に充てられる場合には、これを按分すべきものとされているところ、伊藤議員らの観光地視察は滞在期間の約

5分の2の期間にすぎず、按分すべき場合に当たらない。

イ 田中議員ほか4名のフィンランド、ドイツ視察研修旅行について

(ア) 田中議員ほか4名の4都市視察は、いずれも調査研究活動である。

(イ) また、手引きにおいて、航空運賃を含む旅費については、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉県条例第27号。以下「旅費条例」という。）に定められた金額を基準とするものとされており、旅費条例によれば、ビジネスクラスの航空機の利用が認められている。

ウ 石橋議員の仁川空港視察について

仁川空港視察の調査目的は、成田空港に代わり、仁川空港がアジアのハブ空港になる可能性があるか否かを、空港の利便性やアクセス状況なども含め現地において実際に見聞することであり、現地視察の必要性はあった。

エ 阿部議員の本件懇談会について

本件懇談会は、県政に係る政策課題や千葉市の要望する県単補助金が及ぼす県の施策への影響などについて質疑、議論及び懇談を行ったものであり、また、費用も会議室使用料1万円のほか10名分の茶菓子代合計8500円と社会通念上妥当な範囲を逸脱したものではない。

オ 鈴木議員の本件事務所費について

同事務所の賃料は月額20万円であり、領収書は、不動産賃貸借においてよく使われる通い帳型のものであって特に不審なものではない。

カ 川名議員の車リース代について

自動車のリース費は、調査研究活動に必要な事務に係る経費であれば使途基準の「事務費」に該当するところ、川名議員は、同車両を調査研究活動に用いていたから、これに該当する。

キ 木名瀬議員の車リース代について

上記川名議員と同様であるほか、同車両は市場において一般に流通して

いる車種であって、リース代金も社会通念に照らして高額に過ぎるものとはいえないから、このことをもって事務費に当たらないとすることはできない。

ク 瀧田議員のトナー代について

本件トナーは、多量の調査研究活動用資料を印刷した際に一度に使い切ったものである。

ケ 杉田議員の人件費について

使途基準の「人件費」は、直接雇用した者に対して支払う費用に限られず、出向契約に基づき支払うことも「人件費」に該当する。

また、山口及び片岡は、調査研究活動に係わる業務に従事していた。

第3 当裁判所の判断

1 目的外支出の判断基準及び主張立証責任の分配

(1) 目的外支出の判断基準

ア 条例9条、規程6条は、政務調査費の使途について前記のとおり規定しているところ、政務調査費が交付される目的である調査研究活動の意義内容についてみるに、条例1条が「議員の調査研究に資するため必要な経費」と定めていることに加え、地方公共団体の議会の権限は極めて広範であり、それを実際に担う議員や会派の調査研究活動も多岐にわたること、議員又は会派がいかなる分野に関心を持ち、どのような制度や行政上の措置にいかなる切り口で問題点を見出すかは原則として議員又は会派の自由な判断によるべきであって、その必要性の有無は第一次的には議員又は会派の合理的判断に委ねざるを得ないことを考え合わせると、調査研究活動とは、県政に何らかの関連性を有する事項を明らかにするための調査及び議員又は会派がこれらの事項を検討・分析し、県政に有益な事柄を発見・立案するための研究を意味するものと解される。そして、このような調査研究活動に資するため必要な経費として使途基準に定める費用項目に該当

すれば、当該支出を目的外支出ということはできないというべきである。
イ ところで、被告は前記のとおり主張し、手引きには、被告の主張に沿う記載がある。

しかし、①使途基準について定めた条例9条は、会派及び議員は、政務調査費を議長が別に定める基準に従い使用しなければならないとし、これを受けた規程6条は、政務調査費の各項目の内容を定めるにとどまっていること、②手引きは、議長の諮問機関として設置された「千葉県議会あり方検討委員会」の協議の結果作成されたもので、条例9条にいう「議長が別に定める基準」には当たらないことからすれば、手引きは条例又は規程上の根拠を有しない議会内部における行動基準にすぎないというべきである。加えて、手引きという名称自体、並びに、手引きには交付手続や事務処理の方法が事細かに記載されていること、及び、使途基準に関して、議員が「政務調査費を支出するための判断基準」であり（乙3〔「はじめに」の部分〕）、「使途基準各項目別の運用指針」である（同〔8頁〕）と記載されていることにも照らせば、手引きは、議員又は会派が、政務調査費を円滑・適正に利用するための道標を示した案内書にすぎないと解され、これに適合しているからといって、目的外支出ではなく違法とならないというものではない。

したがって、被告の主張は採用できない。

(2) 主張立証責任の分配

条例9条及び12条に照らすと、前記調査研究活動に資するため必要な経費との要件を欠く場合は、知事は、議員又は会派に対し、当該支出にかかる政務調査費相当額の返還を求めることができ、同請求権は、議員らにこれを保持する理由がないことを原因とするものであるから不当利得返還請求権に該当すると解される。そうすると、その返還を請求する側において上記要件を欠くことを主張立証する責任を負うものである。そして、議員又は会派が

行う調査研究活動には執行機関や他の会派に知られては意義が減殺されるものがあり、議員又は会派にその使途の詳細を逐一つまびらかにさせることはこのような活動を阻害するおそれがあること、事業報告書や領収書ないしこれに代わるものが議長に予め提出されており、議長は、請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち千葉県議会情報公開条例8条に規定する不開示情報を除き、閲覧に供するものとされていること（条例13条3項）、本件訴訟においても原告及び被告から証拠として提出されており、原告に具体的な主張立証を求めたとしても、原告に過度の負担を強い、一方の制度目的である使途の透明性の確保を阻害するとはいえないことをも考慮すると、原告は、議員又は会派の具体的な支出について、それが娯楽性が強いものであるなど一般的・外形的に私生活上の支出に属するとみられること、又は、一般的・外形的には県政との関連性が肯定されうるとしても、実は私生活上の利用を意図していたなど、上記関連性を欠いていることを窺わせるに足りる事情を主張立証すべきであり、これがなされた後に、被告は、それにもかかわらず上記必要性が存在する旨の特段の事情を主張立証すべきである。

(3) 按分の必要性について

手引きには、按分に係る文言が存するものの、いかなる場合にどのような按分をすべきかは一義的に明らかではないし、各項目の内容を定めた規程6条をみても、各項目に該当する支出について、調査研究活動に資する割合での按分を求める文言は見あたらないことにも照らせば、当該支出が主として各項目に該当する以上、全体としてこれを目的外支出として違法な支出ということとはできないというべきである。

もっとも、支出としては1個であっても、当該支出対象が可分なものであることがありうるところ、その場合で、かつ、調査研究活動以外の目的に充てられた部分を特定することができる場合には、当該部分に限り目的外支出

となり、この意味において按分の余地があるというべきである。

そして、かかる主張をなす原告としては、可分な当該部分を特定した上で、それが調査研究活動以外の目的に充てられたことを認めるに足りる程度まで立証する必要があるというべきである。

そこで、以下、本件各支出について、上記判断基準に従って検討する。

2 伊藤議員らのサンクトペテルブルグ視察について

- (1) 上記視察における現地滞在日数は、平成21年9月15日から17日午前までの2日半であり、伊藤議員らは、同月16日午前には在サンクトペテルブルグ日本国総領事館で、午後はサンクトペテルブルグ市議会を視察する調査研究活動を行い、同月15日午前及び同月17日午前は、政務調査以外の活動を行った（甲2の1、弁論の全趣旨）。

そこで、伊藤議員らが同月15日の午後エカテリーナ宮殿等で観光するなど調査研究活動をしていない旨の原告の主張について判断する。

ア 証拠（乙4、5）によれば、伊藤議員らは、同日の午後1時から午後3時20分までは、サンクトペテルブルグ市内を視察したこと、同視察は、排水路管理方法、清掃方法及びペットと暮らす街作りについて千葉県においても参考になること、同日の午後3時30分から午後4時30分までは、エルミタージュ美術館の視察及び意見交換をしたこと、伊藤議員らがエカテリーナ宮殿へ行ったのはこれが終了した後の午後4時50分からであること、翌16日には在サンクトペテルブルグ日本国総領事館及びサンクトペテルブルグ市議会において意見交換が予定されていたところ、これに先だって市内を視察することにより活発な意見交換が期待できることが認められる。

イ 同月15日午後の上記視察内容に照らせば、同月15日午後の活動は、調査研究活動に該当し、エカテリーナ宮殿の見学はその終了後の私的活動と認められる。

(2) 上記のとおり、同月15日午後は調査研究活動を行ったことに加え、証拠(乙4, 5)によれば、伊藤議員らは、サンクトペテルブルグが外国人観光客の誘致に力を入れて成果を上げている先進地であることから同地視察を行ったことが認められること、同月16日の午前午後に調査研究活動を行ったことも考慮すると、伊藤議員らのサンクトペテルブルグ視察は、外形的に見て、主として、県政に関連する先進地視察等の調査研究活動にあたり、同関連性を欠いていることをうかがわせるに足りる事情を認めるに足りる証拠はないから、このために要する航空運賃は、使途基準の「研修費」に該当するものと認められる。

(3) これに対し、原告は、航空運賃について視察の割合に応じて按分した限度で政務調査費の支出が許される旨主張するが、航空運賃は本来原告の主張するように可分なものではなく、視察が主として調査研究活動であると認められる以上、全体として目的外支出には当たらないというべきであるから、原告の主張は採用できない。

3 田中議員ほか4名のフィンランド、ドイツ視察研修旅行について

(1) 以下のとおり、原告が調査研究活動とは認められないと主張する4都市視察はいずれも外形的に見て県政に関連する視察にあたりと認められ、同関連性を欠いていることをうかがわせるに足りる事情を認めるに足りる証拠はないから、これに要する経費を含めて全体が使途基準の「研修費」に該当するものである。

ア ベルリン市内の新・旧建設物の事前視察

証拠(乙6の1)によれば、田中議員ほか4名は、ドイツ連邦環境省国際協力局ヒアリングに関して、エネルギー節減法の実地・実態視察及び説明員による説明を受けたこと、ポツダム広場における古い建物を活かし、エネルギー効率を向上させ再利用している事例の視察をしたこと、ソニーセンターにおいて新旧建築物を調和させた街作りの実地視察をしたことが

認められる。

これらの視察等は、外形的に見て県有施設の長寿命化・耐震化に係る問題及び環境対応型都市計画・社会設計に係る問題といった県政に関する先進地視察にあたる。

イ ケルン市のエコ住宅現場視察

証拠（乙6の1, 6の2）によれば、田中議員ほか4名は、ドイツ連邦環境省国際協力局ヒアリングに関して、エネルギー節減法の実地・実態視察及び説明員による説明を受けたこと、シュテルヴェルク60プロジェクト団地における自然エネルギーを利用した冷暖房の節減の実地視察及び説明員による説明を受けたことが認められる。

これらの視察等は、外形的に見てエネルギー効率化・節エネルギー型住宅建設に係る問題といった県政に関する先進地視察にあたる。

ウ ハイデルベルグ市にて緑化政策地域の現場視察

証拠（乙6の1, 6の2）によれば、田中議員ほか4名は、ハイデルベルグ市内のビオトープ、森林保護・植林体制の実地視察を行ったことが認められる。

上記視察は、外形的に見て千葉県環境保護政策・森林保護に係る問題及びCO₂削減、クリーンエネルギー活用に係る問題といった県政に関する先進地視察にあたる。

エ バーデンバーデン市にてカジノと保養地の現場視察

証拠（乙6の1, 6の2）によれば、田中議員ほか4名は、クアハウス（カジノ・温水プール・コンサートホール・会議室などを併設した複合施設）におけるカジノの運営に関する実地視察を行ったことが認められる。

上記視察は、外形的に見て千葉県におけるカジノ構想といった県政に関する先進地視察にあたる。

(2) また、原告は、調査研究活動としてビジネスクラスの航空機利用は必要で

はないから、これに要した費用は、政務調査費としての支出とは認められない旨主張する。

しかし、政務調査活動と認められる視察に係る旅費は、研修として支出が許されるのであり、条例、規定及び使途基準において、ビジネスクラスの航空機利用に要した費用を政務調査費から除外する旨の規定はないから、田中議員ほか4名のフィンランド、ドイツ視察研修旅行が、県政に関連する先進地視察にあたり、このために要する航空運賃が、使途基準の「研修費」に該当する以上、ビジネスクラスの利用に係る費用もこれに該当するのが原則である。よって、原告の上記主張は採用できない。

加えて、円滑な公務の遂行の確保という趣旨から定められた旅費条例によれば、議員が公務上の必要により別に特別座席料金を必要とした場合には、現に支払った運賃に加え、現に支払った特別座席料金をも航空運賃として支給する旨規定されている（旅費条例6条1項、昭和29年千葉県条例第7号職員の旅費に関する条例15条2号）ところ、議員の調査研究活動に係る視察は、県政に有益な事柄を発見・立案するためのものであるから、公務上の旅行に準ずるものというべきであって、上記旅費条例の趣旨が妥当する。

そして、証拠（乙6の2、6の3）及び上記前提事実によれば、日本からの移動時間は17から18時間と長時間であること、現地滞在日数約6日間で13件の視察をするという逼迫した予定であったこと、ビジネスクラスを利用したのは年齢の高い田中議員ほか2名にとどまることが認められ、これらの事実を照らせば、効率よく先進地を視察するという公務上の必要性から特別座席料金であるビジネスクラスの航空運賃を必要とした場合といえる。

よって、旅費条例に照らしても、上記運賃の支出が違法とはいえない。

(3) したがって、田中議員ほか4名のフィンランド、ドイツ視察研修旅行にか

かる支出が目的外支出であるとは認めるに足りない。

4 石橋議員の仁川空港視察について

(1) 原告は、同議員の調査目的は合理性がないと主張する。

しかし、証拠（乙7）によれば、石橋議員は、千葉県の有する成田空港に代わり、仁川空港がアジアのハブ空港になる可能性があるか否かを、空港の利便性やアクセス状況なども含め現地において実際に見聞する目的で、現地視察を行うこととし、仁川空港では空港概要や将来計画などについて質問をし、アシスタントマネージャーから空港の概要説明を受け、金浦空港ではパブリックエリアを視察し、仁川空港とソウル間、仁川空港と金浦空港間のアクセスの状況を、実際に鉄道を利用する等により視察したことが認められる。

上記視察は、外形的に見て成田空港のハブ空港としての活用という県政に関連する先進地視察にあたる。

(2) 原告は、仁川空港は、すでにハブ空港であり、上記目的が誤りであると主張するが、同議員の目的は、アジアのハブ空港の地位を仁川空港と争う成田空港の活用にあると認められるから、同主張は上記判断を左右するものではない。

また、原告は、インターネット検索により調査可能であるから現地視察の必要性がない旨主張するが、上記視察内容に照らせば、現地視察の必要性を否定するに足りる証拠はなく、原告の主張は採用できない。

(3) 他に、石橋議員の仁川空港視察につき、上記県政との関連性を欠いていることをうかがわせるに足りる事情を認めるに足りる証拠はないから、このために要する経費は、使途基準の「研修費」に該当する。

5 阿部議員の本件懇談会について

(1) 証拠（乙9の1、9の2）によれば、本件懇談会には、千葉県知事、阿部議員、千葉市議会議員8名が参加し、知事の取り組む政策課題についての質疑、県に対する千葉市の要望等の施策等の反映について議論したこと、その

際に、会議室使用料1万円、ケーキ代5500円（単価550円×10個）、ジュース・コーヒー代3000円（単価300円×10個）の費用を要したことが認められる。

上記事実に照らせば、本件懇談会は、外形的に見て、用途基準にいう県政に関する施策等の検討会議又は県民の県政に関する意見及び要望を吸収するための意見交換会議に当たり、会議室使用料は上記会議における会場の借上げに要する経費に当たり、ケーキ代及びジュース・コーヒー代は茶菓子代に当たる。

- (2) 原告は、本件懇談会が、食事会や政治活動であると主張するが、それを認めるに足りる証拠はない。

また、原告は、県民から意見を聴取するものでなければならない旨主張するが、必ずしもそれに限定されるものではなく、知事や他の地方公共団体の議員から県政に係わる有益な情報を得たり、問題点を見いだすことも議員の判断として調査研究活動となしうるものというべきである。

- (3) 他に、本件懇談会につき、県政との関連性を欠いていることをうかがわせるに足りる事情を認めるに足りる証拠はないから、これらの費用はすべて用途基準の「会議費」に該当する。

6 鈴木議員の本件事務所費について

- (1)ア 証拠（乙10）及び弁論の全趣旨によれば、鈴木議員は、平成19年3月20日、株式会社東興業から、千葉縣市川市八幡3-29-20秋葉ビル308号室を賃料1ヶ月18万円、共益費・管理費（以下合わせて「共益費等」という。）1ヶ月2万円として賃借する旨の契約（以下「本件賃借契約」という。）を締結し、これを議員活動のために使用していたことが認められるから、上記部屋の賃料は外形的に見て調査研究のための活動に使用する事務所の賃借料等に当たり、県政との関連性を欠いていることをうかがわせるに足りる事情を認めるに足りる証拠はないから、用途基

準の「事務所費」に該当する。

イ これに対し、原告は、契約書の賃料の欄につき、書き直した跡があるから賃料が月額18万円であったとは認められない旨主張する。

しかし、鈴木議員の事務所職員であり本件契約書が作成された場に居合わせた小倉百代は、株式会社東興業の担当者が、上記賃料の欄に「8」と記入するべきところを誤って直線を書いてしまったが、単なるミスであるからそのまま契約書として使用した旨供述する（乙23の1）ところ、証拠（甲7の4ないし7の12、乙10）によれば、鈴木議員は月額20万円を支払っており、上記契約の共益費等は月額2万円であるから、その余の18万円の支払は賃料であると解され、支払額と賃貸借契約書（乙10）の金額が一致することから、上記小倉百代の供述は信用でき、原告の主張は採用できない。

(2) また、原告は、同議員が議長に提出した本件事務所費用の支出に係る領収書（以下「本件領収書」という。）に、金額、宛名、発行者の住所・氏名、但書きの記載がないものがあるため、事務所費用として支出したとはいえない旨主張する。そして、証拠（甲7の1から7の12）によれば、本件領収書には、宛名、発行者の住所氏名、但書きの記載はなく、特にそのうち平成21年4月分から6月分までの事務所費用として提出された領収書（甲7の1から7の3）には、これらに加え、金額の記載がないことが認められる。

しかし、証拠（甲7の1から7の12、乙23の2）によれば、平成22年1月から同年12月の本件賃貸借契約に係る賃料等支払の領収書は、数回にわたる支払の領収書が一冊の帳簿にまとめられた通い帳（以下「平成22年分通い帳」という。）であったこと、その記載の形式は、「年 月分」「年 月 日 受取りました」「領収印鑑」と空欄が1セットとなり、これが1頁に3セット並んで記載されているものであったこと、平成22年分通い帳と本件領収書の形式は同一であること、本件領収書は、平成21年分

の通い帳を各月の支払分ごとに切り取ったものであることが認められる。

上記事実に本件賃貸借契約の賃料及び共益費等は月額合計20万円であること、平成21年7月分以降の本件領収書には「領収印鑑」の隣の空欄に「¥200,000」との記載があることを合わせれば、平成21年分の賃料等として毎月20万円が支払われたことが認められる。

よって、原告の同主張は採用できない。

7 川名議員の車リース代について

- (1) 原告は、長期にわたる自動車リース費用は、「事務費」に当たらない旨主張する。そして、調査研究費、研修費には自動車の借上げに要する経費が挙げられる一方で、事務費には同費用が上げられていない。

しかし、使途基準は「事務費」について、調査研究費、研修費、会議費、資料購入費、資料作成費及び広報費に該当するもの以外の、調査研究活動に必要な事務に係る経費がこれに含まれるとしており、調査研究費等に自動車の借上げ費用が挙げられているから、自動車リース費用が事務費に含まれないとはいえない。また、「事務費」に掲げられている具体的な5項目は、事務費に該当する経費の目安にすぎないものと解されるから、同時に自動車リース料が事務費には含まれないとはいえない。そして、継続的に使用される「複写機、ファクシミリ、パーソナルコンピューター等の賃借料」が「事務費」として掲げられていることからすると、自動車が議員の調査研究活動に使用するため継続的に必要があると認められる限り、車のリース代も使途基準の「事務費」に該当すると認められる。

したがって、原告の上記主張は採用できない。

- (2) 証拠（乙15の1、15の2）によれば、川名議員は、国道127・297・410・465号線の早期拡張を政策理念に掲げるほか、平成19年2月23日、県議会で千葉県内の道路整備に関する質疑を行っており、特に道路の幅員や景観、ダンプ公害問題等につき具体的な現状を指摘していること

からすると、本件車は、外形的に見て道路整備等の県政に関する調査研究のための活動に継続的に利用されたものと認められ、同関連性を欠いていることをうかがわせるに足りる事情を認めるに足りる証拠はないから、本件車を利用するためのリース代は、調査研究活動に必要な事務に係る経費として、使途基準の「事務費」に該当する。

- (3) また、原告は、川名議員が「車両リース代他」との記載がある領収書を提出しているところ、「他」との記載では支出内容が不明であり、目的外支出が含まれている可能性がある旨主張する。しかし、証拠（乙14の1、17の1から17の12）によれば、川名議員と有限会社栄輝は、車両代8万円、ETC料金及び燃料代を有限会社栄輝が立て替え、川名議員が車両代とともにこれらの代金を有限会社栄輝に支払うことを内容とする自動車賃貸借契約を締結し、これに基づき、川名議員は車両代、ETC料金及び燃料代を支払っていたものと認められる。これらの事実からすれば、領収書の「他」とは、ETC料金及び燃料代であることが認められ、目的外支出があったとは認められない。したがって、原告の主張は採用できない。

8 木名瀬議員の車リース代について

- (1) 上記のとおり、車のリース代は、事務費に該当しうるところ、証拠（乙24の1、2）によれば、同議員は、議会の代表質問や一般質問において、八ッ場ダム建設事業、羽田空港再拡張後の飛行ルート問題、北総線の運賃問題、水道問題、防災対策、東京湾アクアライン、野田市内の道路整備について質問を行う必要性が散見しうる事項もあることが認められ、そうすると、外形的に見て本件車は議員の調査研究活動に使用するため継続的に必要であったと認められる。

- (2) 原告は、リース期間も議員の任期を超える長期にわたる多額のリース代は目的外支出に当たる旨主張する。その趣旨は必ずしも明確ではないが、木名瀬議員は、議員退任後は別の活動に従事し、本件車をこれに使用することに

なるであろうが、そのことから直ちに議員在任中に本件車が調査研究活動に使用するため継続的に必要ではなかったと推認することはできない。

- (3) その他、県政との関連性を欠いていることをうかがわせるに足りる事情を認めるに足りる証拠はないから、同リース料は、使途基準の「事務費」に該当する。

9 瀧田議員のトナー代について

原告は、本件トナーは、調査研究活動以外の目的にも使用されたはずであるから、その分を按分して差し引くべきである旨主張する。

しかし、証拠（甲15の2、乙11、25の1・2・4・5）によれば、瀧田議員は、千葉県印西市木下1521に所在する2階建て建物（以下「本件建物」という。）の2階部分の半分を瀧田議員の事務所として使用しており、本件トナーは同所に設置されたコピー機で使用されていたこと、本件トナーの種類は、imagio トナーキットタイプ28ブラックであること、上記種類のトナーは、A4版6%標準原稿で約3000枚の印刷が可能であること、同コピー機で使用した別のトナー（整理番号116）は按分割合80%に限って支出した旨報告したことが認められ、本件トナーにつき、瀧田議員は県政における調査研究資料をA3版及びA4版で各1200枚ずつ印刷してこれを使い切ったことから、按分をせずに支出した旨報告したと述べている（乙11）。

上記認定事実を照らすと、瀧田議員の同供述は信用することができ、供述内容の事実が認められる。

これに対し、原告は、資料の内容が明らかにされない旨を指摘するが、冒頭に説示したとおり、これを明らかにすることに支障がありうるから、原告の主張は採用できない。

10 杉田議員の人件費について

- (1) 証拠（甲19、乙12及び13の各1・2）によれば、次の事実が認められる。

ア 杉田建材株式会社と杉田議員は、次の事項を内容とする出向契約を締結した。

就業場所 千葉縣市原市惣社一丁目1番地22 杉田ビル内 4階

業務 政務調査にかかわる仕事及び後援会活動等

出向者 山口及び片岡

金額 出向料（健保厚生年金を含む）1か月 山口につき24万円、
片岡につき18万円

出向期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日

イ 山口及び片岡は、杉田議員の指揮監督の下、県政に関する調査、報告資料の作成、県議会の傍聴等の業務に従事した。

ウ 山口及び片岡が調査研究活動に従事していた日数及び時間は、山口が144日・771時間、片岡が216日・947時間であった。

以上の事実が認められる。

これに対し、原告は、山口及び片岡が調査研究活動に従事していた時間の割合は、全体就業時間の50%よりも大幅に低い旨主張し、その旨の証拠（甲19）を提出するが、その主張の根拠となる計算は、分母を1日8時間就労として計算しながら、分子につき終日就労の趣旨の労働時間を7時間として計上し、また、調査研究活動とも解しうる業務内容を同活動とは認めないなど、計算の前提が妥当ではないため、上記認定を左右するものではない。

(2) 上記事実によれば、同議員は、山口及び片岡を同議員の政務調査活動に従事させるために出向料を支払い、両者は現に多くの時間をこれに充てていたから、同支払は用途基準の「人件費」に該当するものというべきである。

(3) これに対し、原告は、雇用契約に基づく賃金等の支払でなければ、上記人件費に該当しないとして種々主張する。

しかし、昨今の社会経済情勢からして、派遣労働者の利用等雇用以外の就

業形態は当然想定されるのであり、特に出向は、出向先と労働者の間に少なくとも指揮命令や勤務管理につき部分的な労働契約関係が発生するのであって、これらを排除して雇用契約に限定する必要は認められず、この点に関する原告の指摘は採用できない。

(4) また、原告は、山口及び片岡の従事した政務調査活動の内容等が不明であると主張する。しかし、冒頭に説示したとおり、活動内容を個別具体的かつ詳細に明らかにさせることは、その活動を阻害しかねず、原告において積極的に反証を提出すべきである。その他、原告は種々主張するが、いずれも採用できない。

(5) よって、原告において、県政との関連性を欠いていることをうかがわせるに足りる事情を認めるに足りる証拠を提出しない以上、上記認定を覆すに足りない。

1 1 その他、原告は、特定の政策課題についての調査研究であること、その成果を報告書にまとめたこと、議長宛に提出された添付資料により政務調査費として支出されたことが裏付けられることが政務調査費支出の要件であるなど指摘するが、いずれも採用できない。

1 2 以上のとおりであるから、原告主張の目的外支出がなされたとは認めるに足りない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

千葉地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 多 見 谷 寿 郎

裁判官 大 谷 太

裁判官 石 見 美 湖

別紙 1

政務調査費請求一覧表

	請求の相手方	支出項目	返還要求金額
1	石橋清孝	研修費	14万9720円
2	伊藤勲	研修費	8万8800円
3	佐藤正己	研修費	8万8800円
4	佐野彰	研修費	8万8800円
5	皆川輝夫	研修費	8万8800円
6	吉本充	研修費	8万8800円
7	山口登	研修費	8万8800円
8	小島武久	研修費	8万8800円
9	田中信行	研修費	58万9618円
10	岩井覚	研修費	58万9618円
11	天野行雄	調査研究費	58万9619円
12	布施健太郎	研修費	12万1151円
13	磯部裕和	調査研究費	12万1151円
14	川名寛章	事務費	142万0090円
15	阿部紘一	会議費	1万8500円
16	鈴木衛	事務所費	144万円
17	木名瀬捷司	事務費	43万4700円
18	瀧田敏幸	事務費	1万2928円
19	杉田守康	人件費	252万円

別紙 2

	項目	内容
一	調査研究費	<p>会派又は議員が行う県政，地方行政，地方財政等に関する調査研究に要する経費で，おおむね次に掲げる経費をいう。</p> <p>一 他の機関に調査研究を委託する場合における準備のための会議に要する経費，委託の経費その他これらに類する経費</p> <p>二 (略)</p> <p>三 政策等の調査研究又は立案を目的として議員で結成した団体の運営又は研究に対する補助に要する経費又は当該団体に所属する議員の会費</p> <p>四 現地調査を行う場合における準備のための会議に要する経費，旅費，自動車等の借上げに要する経費，調査結果の取りまとめに要する経費その他これらに類する経費</p>
二	研修費	<p>会派又は議員が県政，地方行政，地方財政等に関する研修会，講演会等（以下「県政研修会等」という。）又は先進地視察を実施する場合に要する経費又は県政研修会等又は先進地視察に参加する場合に要する経費で，おおむね次に掲げる経費をいう。</p> <p>一 会派又は議員が県政研修会等を実施する場合におけ</p>

		<p>る準備のための会議に要する経費，資料の作成に要する経費，会場及び機器の借上げに要する経費，結果の取りまとめに要する経費，講師等への謝礼その他これらに類する経費</p> <p>二 他団体が実施する県政研修会等に議員本人，議員が雇用する職員若しくは秘書又は会派が雇用する職員が参加する場合に要する参加負担金，旅費その他これらに類する経費</p> <p>三 会派又は議員が先進地視察を実施する場合における準備のための会議に要する経費，旅費，視察先への謝礼，自動車等の借上げに要する経費，視察の結果の取りまとめに要する経費その他これらに類する経費</p> <p>四 他団体が実施する先進地視察へ議員が参加する場合における参加負担金，視察の結果の取りまとめに要する経費その他これらに類する経費</p>
三	会議費	<p>一の項，二の項及び六の項に掲げるもののほか，会派又は議員が実施する，議案等の審議に関する会議，県政に関する施策等の検討会議，県民の県政に関する意見及び要望を吸収するための意見交換会議その他これらに類する会議における会場及び機器の借上げに要する経費，資料の作成に要する経費，茶菓代，旅費その他これらに類する経費をいう。</p>
四	資料購入費	<p>議員が調査研究，研修，議案審議等の議会活動を遂行</p>

		<p>する上で直接又は間接に必要な知識，情報を収集するための書籍，報告書，事典辞書，法令集等の購入に要する経費，新聞，雑誌等の購読に要する経費その他これらに類する経費をいう。</p>
五	資料作成費	略
六	広報費	<p>会派又は議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報に関する編集のための会議に要する経費，広報紙又は議会報告書等の作成及び郵送に要する経費，ホームページの作成及び更新に要する経費その他これらに類する経費をいう。</p>
七	事務所費	<p>調査研究のための活動に使用する事務所の設置及び維持管理に要する賃借料，光熱水費，清掃委託，修繕経費その他これらに類する経費をいう。</p>
八	事務費	<p>一の項から六の項までに掲げるもののほか，調査研究のための活動に必要な事務に係る経費で，おおむね次に掲げる経費をいう。</p> <p>一 事務用消耗品類の購入費，複写印刷費，事務機器の修繕費等</p> <p>二 机，いす，ロッカー，応接セット，パーソナルコンピュータ等備品類の購入経費</p> <p>三 複写機，ファクシミリ，パーソナルコンピュータ等の賃借料，駐車場使用料等</p>

		<p>四 電信電話料，インターネット使用料，送料，保険料，各種手数料等</p> <p>五 調査研究のための活動に必要な連絡業務等の旅費</p>
九	人件費	<p>会派又は議員が調査研究のための活動のために常時又は臨時に雇用する事務員等の給料又は賃金，各種手当，社会保険料等の雇用に要する経費をいう。</p>

これは正本である。

平成25年1月25日

千葉地方裁判所民事第3部

裁判所書記官

大塚 義幸

